

「児童虐待かも」と思ったら、すぐに相談を

☎ おやこ・まるまるサポートセンター ☎ 0297・44・8822

11月は児童虐待防止推進月間です

子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」を社会全体で守るために地域では何ができるか、子育てに悩んでいる人はどうしたら良いのか、多くの方が理解し、行動することが大切です。

体罰は禁止です

2020年4月に児童虐待防止法が改正され親権者などによる体罰の禁止が法律に明記されました。

「イライラがつのって叩いてしまった」「今までしつこくだと思っていたことが虐待になっちゃったの?」「子どもがかわいいという気持ちとイライラしてしまう気持ちがどちらも高まってしまつて、この先手をあげない自信がない」そのような困惑の声もあるかと思えます。

施行された法律は子育て中の親を罰するものではなく、社会全体で体罰という手段から脱却して、体罰に頼らない子育てをできるようにするためのものです。親にも「できない」ことはたくさんあります。「できない」なりに子育てをしていくお手伝いをおやこ・まるまるサポートセンターはしていきます。

子育て中のお母さん、お父さんへ

子育てを頑張るのはとても大変なことです。どのような親であっても、叩きたいと思つて子どもに体罰をしたり、怒鳴りつけている親はいないと思います。

新型コロナウイルスの影響で、新たなことに対応しなければならなかったり、我慢をすることも多い中、子どもが思い通りに行動してくれないことでイライラしたり、疲れたりするときはありませんか?子どものことや生活のこと、自分だけで考えてもうまくいかないことがあっても、家族や親族、知り合いには話にくいこともあるかと思えます。大変なときには「大変だ」「つらい」と言っているのです。

「まずは話を聞いてもらいたい。だれかに話したい」そんなきっかけでも大丈夫です。一緒に考えるお手伝いさせていただきます。お電話お待ちしています。

地域の方へ

「もしかして虐待かも...?」と思つても、「勘違いかもしれない」「確認がない」「もう終わるかもしれない」と色々考えて通告を迷ってしまうかと思えます。「このままで子どもは大丈夫だろうか...」そのような不安を一人ですぐに解消し、通告された場合、その方の秘密は守られる

のでご安心ください。ご相談は匿名でも可能です。みなさんを安全にサポートするので、勇気を出して相談してください。虐待を受けていると思われる子どもを発見した場合は、市区町村の児童虐待担当課や児童相談所に通告することが国民に義務付けられています。

緊急の場合は

子どもがひどく殴られたり、蹴られたりしているなど、危害が加えられている場合や危険を感じる場合は、すぐに警察へ110番通報してください。

【相談機関】

◎こども課 おやこ・まるまるサポートセンター (みらい平市民センター2階)

☎ 0297・44・8822

平日:午前8時30分~午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)

◎土浦児童相談所

☎ 029・821・4595

平日:午前8時30分~午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)

◎いばらき虐待ホットライン

☎ 0293・22・0293

24時間電話受付 (休日はありません)

◎児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189 (いちはやく)

24時間電話受付 (休日はありません)